

一般競争入札説明書

沖縄県立中部病院が依頼する「沖縄県立中部病院空調設備関連工事」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

1 公告日 令和5年7月7日

2 入札に付する事項

- (1) 業務名 沖縄県立中部病院空調設備関連工事
- (2) 業務内容 本館3階から7階の外気空調設備更新工事
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日～令和6年3月31日

3 入札に参加するに必要な資格等

入札公告に示すとおり。

4 入札及び開札の日時・場所

入札公告に示すとおり。

5 仕様書等

入札公告に示すとおり。

6 入札記載金額について

入札に参加する者は、別紙様式第4号による入札書を提出しなければならない。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

入札公告に示すとおり。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 落札者の決定の方法(最低制限価格制度)

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回(1回目の入札を含む。)までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 当該契約に関する事務担当課の名称

沖縄県立中部病院 設備・調達課

〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地

TEL 098-973-4111 FAX 098-973-4112

11 注意事項

- (1) 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること
- (2) 入札書(第4号様式)、委任状には業務名及び業務を実施する場所を公告の記載に従い記入すること
- (3) 代理人から委任状の提出がない場合は入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を参加しない場合は入札辞退届(第5号様式)を事務担当課に持参、郵送又はメールすること。